

## コーポレート・ガバナンス・コードと説明責任

——株主総会のベストプラクティスならびに金融商品取引法における「相当な注意」の履行に係る判例の交錯、英国法における不実開示責任および米国シヨートターミズム——

藤 川 信 夫

### 序章—問題意識—

本稿は二〇一五年六月日本版コーポレート・ガバナンス・コード（CGC、以下コード）策定・適用、二〇一五年改正会社法施行を踏まえて、上場企業における説明義務あるいは説明責任の変容について理論・実践の両面から組織法的考察を進めたものである。上場企業においてはプリンシプルベースによるソフトローとしてのコード・上場規則とハードローである会社法制の二重の規制がかかり、また機関投資家向けのスチュワードシップ・コード（SWC）適